

【付議事項】

- 小山田中部街づくり協議会への支援について

## 登録番号 13 小山田中部街づくり協議会

2017年12月21日設立 会員数：68名 面積：約200ha

活動の対象区域：

下小山田町大善、薄山、関堂地区の一部、上小山田町下根地区の一部

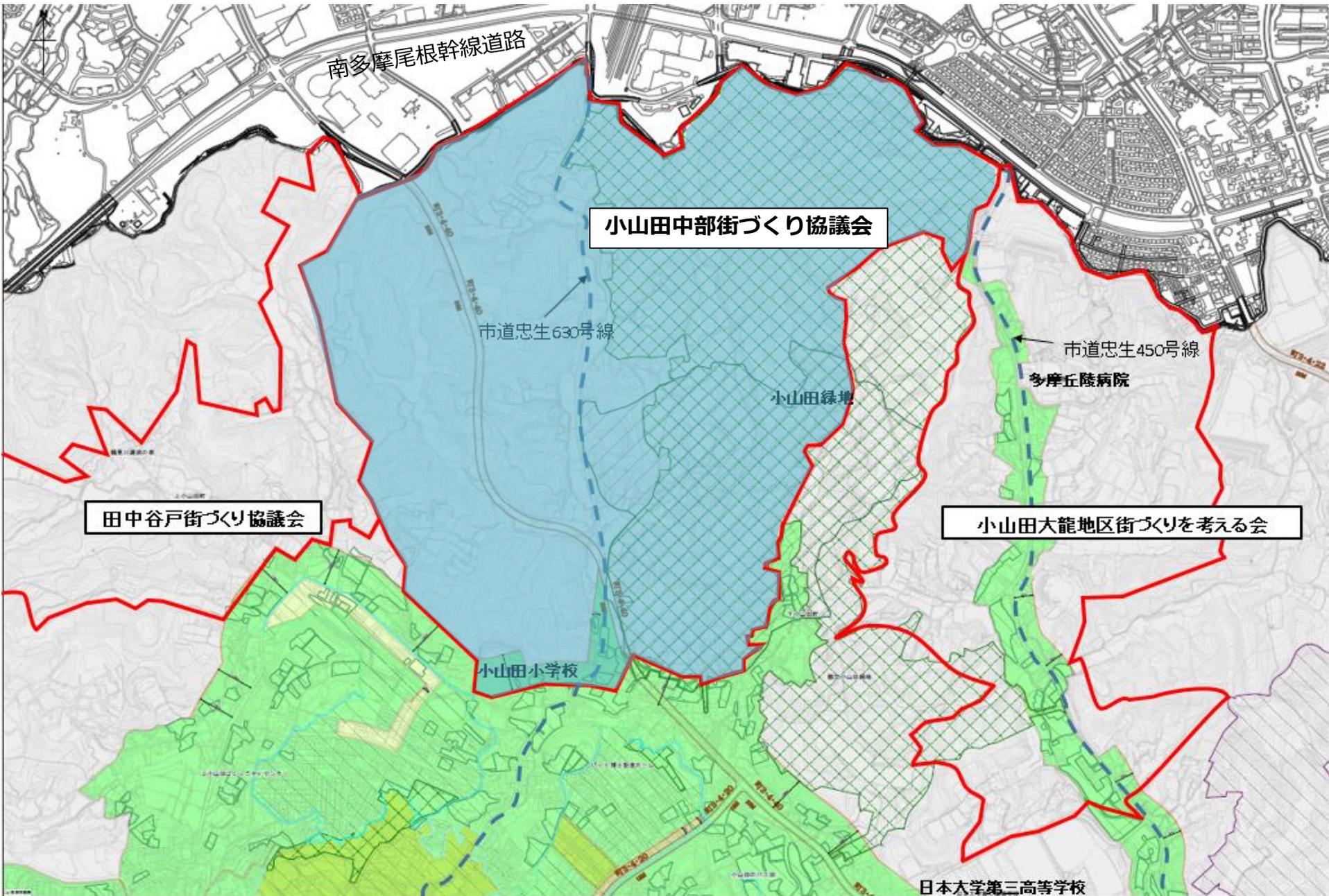
活動目的：区域内における都道や生活道路等の整備を契機に、町田の北部丘陵の自然を生かしながら、地元住民が安心して住み続けられる街づくりを行い、また、荒れ果てた農地や山林の活用（再生）方法を考え実践することを目的とする。

区域設定理由：当地区の現状として、農地の大部分は不耕作地となり、山林は荒廃し、狭あい道路に隣接する住宅は後継ぎがおらず、地域全体が高齢化している。そこで、当地区を通過する小田急多摩線の延伸計画や整備予定の道路周辺を活動地域として街づくりを行う。

活動経緯：2017年 小山田中部街づくり協議会発足

2018年 町田市住みよい街づくり条例に基づく団体登録

# 小山田中部街づくり協議会 区域図





## 2020年度の活動実績

- (1) 「（仮称）小山田中部地区街づくり構想」の策定に向けた課題・アイデアの整理
  - ・当地域が目指す将来像を示す「（仮称）小山田中部地区街づくり構想」の策定に向けて、地域の視察等により当地域の抱える課題整理等を行いました。
  
- (2) 農地・山林活性化への取組み
  - ・町田市経済観光部農業振興課等の協力を得て、まちだ〇ごと大作戦にエントリーし、小山田小学校北側の町田市有地及び隣接民有地の活用に取り組みました。
  
- (3) 広報活動等
  - ・小山田街づくり通信を発行しました。

## 2021年度の活動計画

### (1) 「小山田中部地区街づくりプラン」の策定に向けた検討

- ・地区の課題整理の共有に基づき、北部丘陵の自然を活かしながら地元住民が安心して住み続けられる街づくりについての検討を行います。

### (2) 荒廃した農地、山林を活性化させる活用方法の検討

- ・散策路、アスレチック、野外音楽ステージ等の整備を含め、農地・山林を再び活性化させる活用方法を検討します。

### (3) 広報活動

- ・関係住民に検討内容を周知すると共に、意見聴取も行います。

## 市の意見

団体より、地区街づくりプランの策定に向けて、沿道の活用や緑の残し方について専門的・技術的な助言を受けるため、町田市住みよい街づくり条例施行規則第35条に基づく街づくりアドバイザーの派遣申請がありましたので、同条例第34条第1項第1号「地区街づくり団体が、地区街づくりプラン案を作成しようとするとき」とし、市の支援として、街づくりアドバイザーを派遣いたします。

# 参考条文等

2021年3月9日 第56回街づくり審査会 資料1

## 町田市住みよい街づくり条例

### 第31条（地区街づくり団体への支援）

市長は、地区街づくり団体に対し、第35条に規定する町田市街づくり審査会の意見を聴いた上で、地区街づくりプラン案の作成に係る支援を行うことができる。

### 第34条（街づくりアドバイザーの派遣）

市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、街づくりアドバイザーを派遣することができる。

(1)地区街づくり団体が、地区街づくりプラン案を作成しようとするとき。

（以下略）

## 町田市住みよい街づくり条例施行規則

### 第35条（街づくりアドバイザーの派遣等）

地区街づくり団体又は街づくり市民団体は、条例第34条に規定する街づくりアドバイザーの派遣を受けようとするときは、街づくりアドバイザー派遣申請書を市長に提出しなければならない。